

## 青森市観光キャッチフレーズ・シンボルマークの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青森市観光キャッチフレーズ・シンボルマーク（以下「キャッチフレーズ・シンボルマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (形状及び色)

第2条 キャッチフレーズ・シンボルマークの形状及び色は、別図に掲げるものとする。

### (使用申請)

第3条 キャッチフレーズ・シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ青森市観光キャッチフレーズ・シンボルマーク使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して、これらを市長に提出し、その許可を得なければならない。

### (使用許可)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、許可することが適当であると認める場合には、青森市観光キャッチフレーズ・シンボルマーク使用(変更)許可通知書（様式第2号。以下「許可通知書」という。）により、前条の規定による申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、条件を付することができる。

### (使用許可の制限)

第5条 市長は、キャッチフレーズ・シンボルマークの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用を拒み、若しくは制限し、又は使用の許可を取り消しすることができる。

- (1) キャッチフレーズ・シンボルマークの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援するような誤解を与えるおそれがある場合
- (3) キャッチフレーズ・シンボルマークを市長が認める使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれがある場合
- (4) 市以外のもののキャッチフレーズ若しくはシンボルマーク又は商標若しくは意匠として使用し、又は使用するおそれがある場合
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) キャッチフレーズ・シンボルマークを表示することにより市以外のものの行う事業について市が推奨しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (7) その他キャッチフレーズ・シンボルマークの使用が適当でないと認める場合

### (無償使用)

第6条 キャッチフレーズ・シンボルマークの使用は、無償とする。

(使用許可の有効期間)

第7条 キャッチフレーズ・シンボルマーク使用許可の有効期間は、第4条第1項の規定により使用を許可した日から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャッチフレーズ・シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市の観光PR及びイメージアップにつながる事業に使用すること。
- (2) キャッチフレーズ・シンボルマークのイメージを損なう展開及び応用使用をしないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用すること。
- (4) キャッチフレーズ・シンボルマークを用いた商品の販売、広告物の設置等を行う場合において、キャッチフレーズ・シンボルマーク使用許可の日から1年以内にこれを行うこと。
- (5) 市からキャッチフレーズ・シンボルマークの使用状況について報告を求められたときは、市長が必要と認めた書類等をその指定した日までに市長に提出すること。
- (6) この要綱の規定に違反する行為が認められた場合には、使用者の責任及び負担においてキャッチフレーズ・シンボルマークを全て除去し、回収し、又は撤去すること。

(見本品の提出)

第9条 第4条第1項の許可を得た使用者(以下「使用者」という。)は、当該使用に係る見本品を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、見本品の提出が困難な場合については、キャッチフレーズ・シンボルマークの使用方法等が分かる写真データ等の提出をもって、これに代えることができる。

(許可内容の変更)

第10条 使用者は、許可通知書の許可内容について変更しようとするときは、あらかじめ青森市観光キャッチフレーズ・シンボルマーク使用許可内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第4条第1項の規定は、市長が前項の許可をする場合について準用する。

(許可の取消し)

第11条 市長は、キャッチフレーズ・シンボルマークの使用がこの要綱の規定及び使用許可の内容に違反していると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、青森市観光キャッチフレーズ・シンボルマーク使用許可取消通知書(様式第4号)により、使用者に通知するものとする。

3 前2項の規定により許可を取り消された使用者は、直ちに使用を中止し、使用物の回収、撤去等を行わなければならない。

(責任の制限)

第12条 前条の規定により、キャッチフレーズ・シンボルマークの使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じてても、市長はその責めを負わない。

2 使用者がキャッチフレーズ・シンボルマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャッチフレーズ・シンボルマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年7月6日から実施する。